

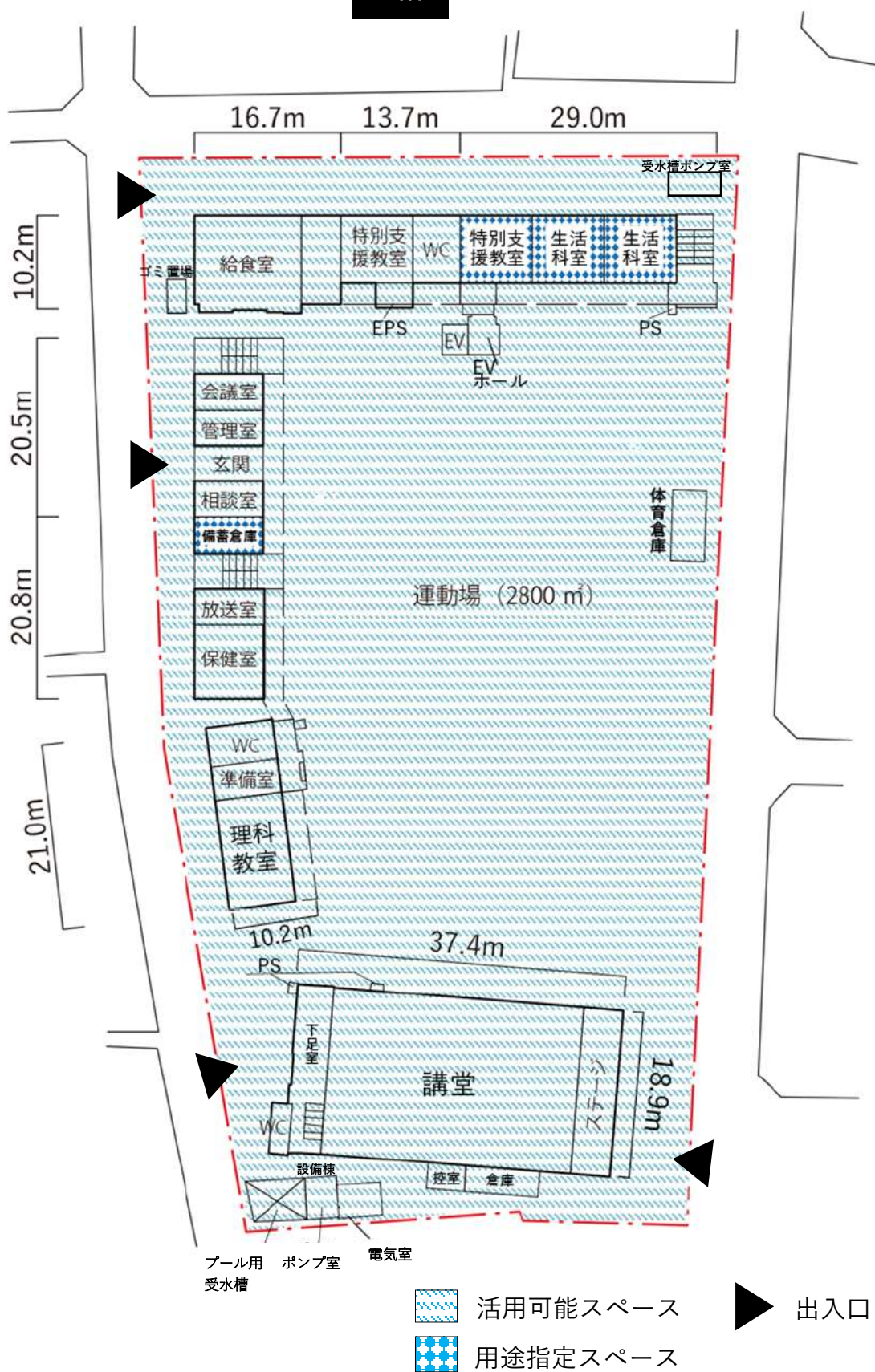
生野小学校_現況参考図

※ 平成 30 年度 公立学校施設等の総括表より作図

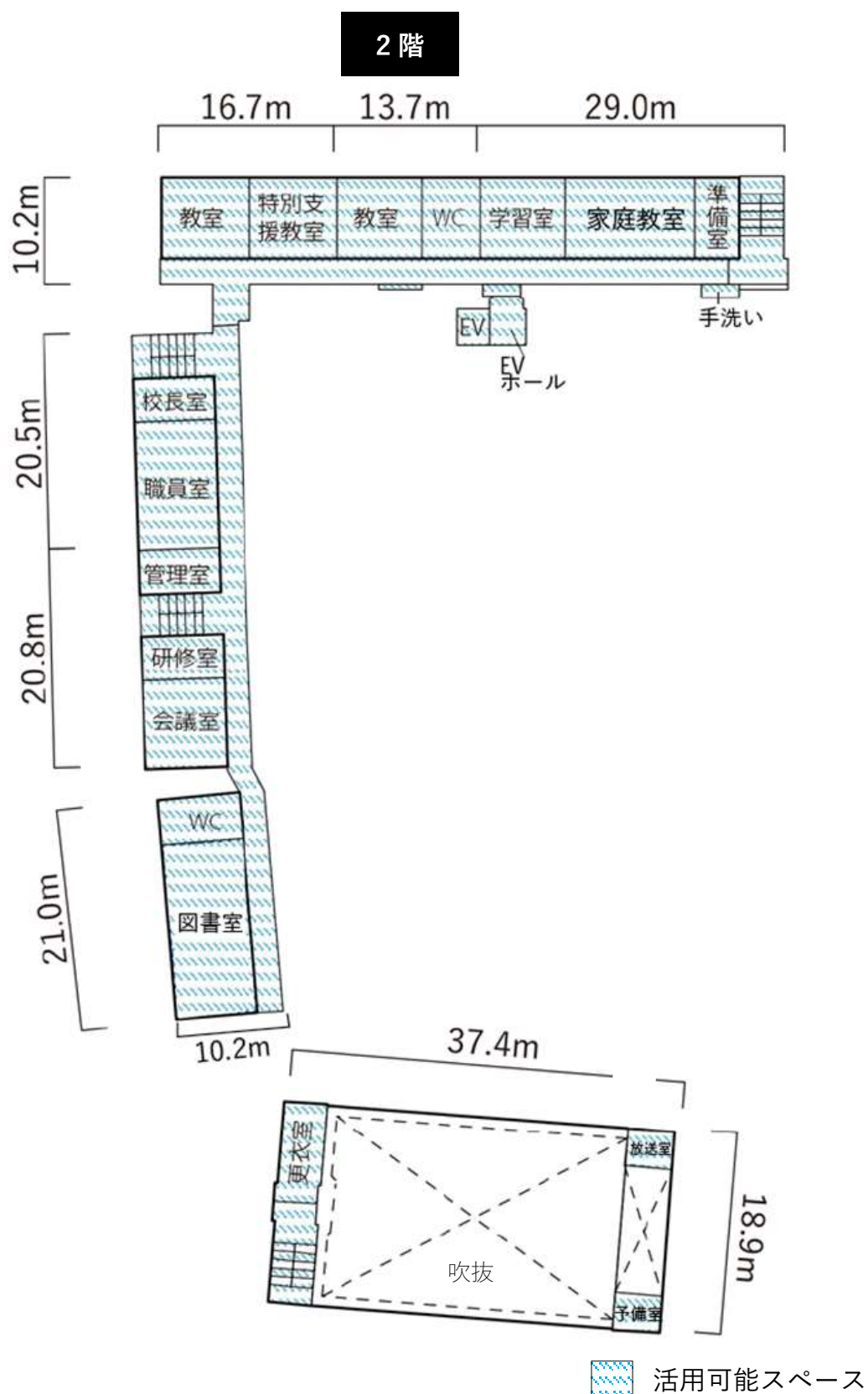


図：利用区画を示した平面図

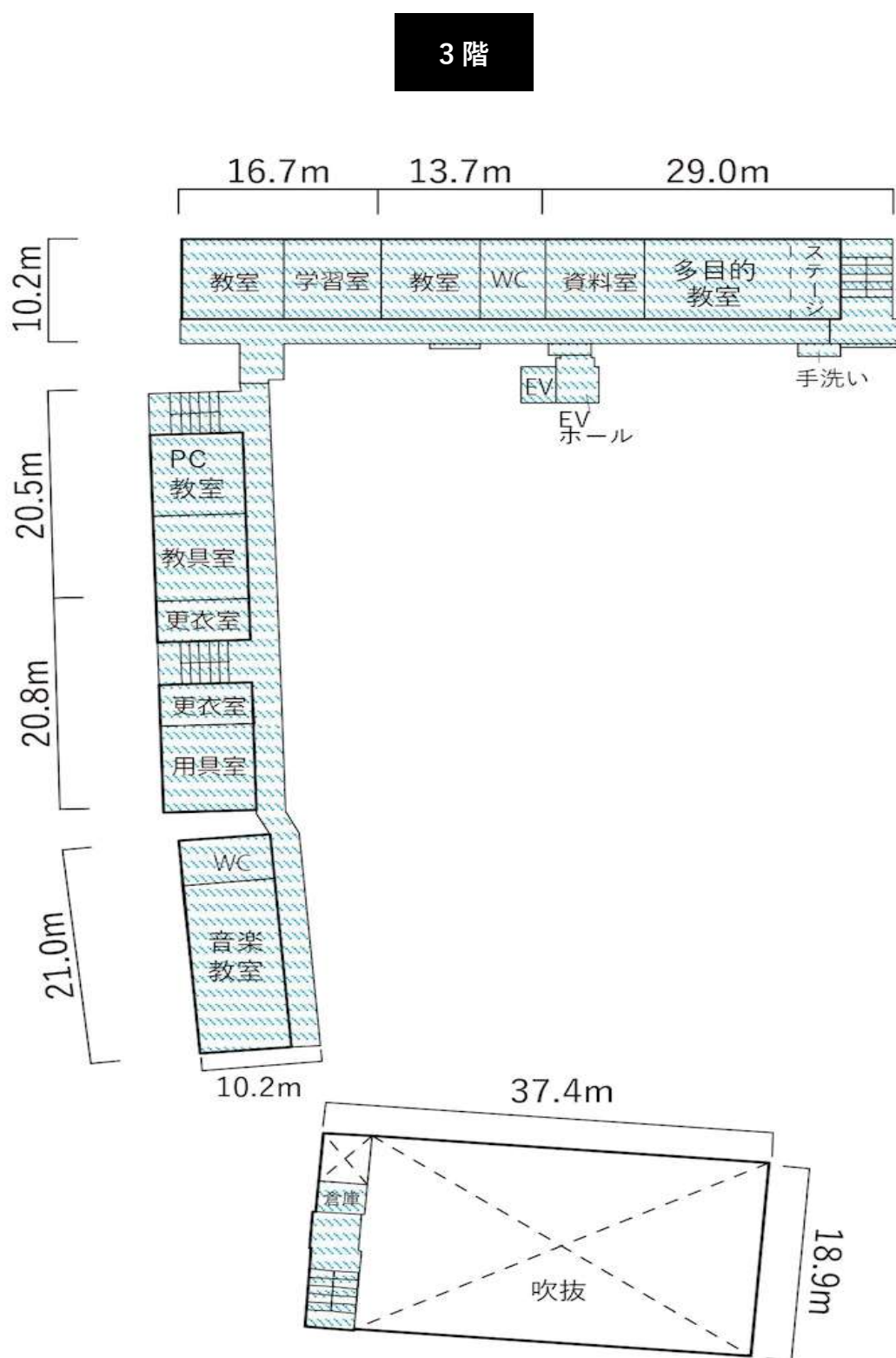
1 階



図：利用区画を示した平面図

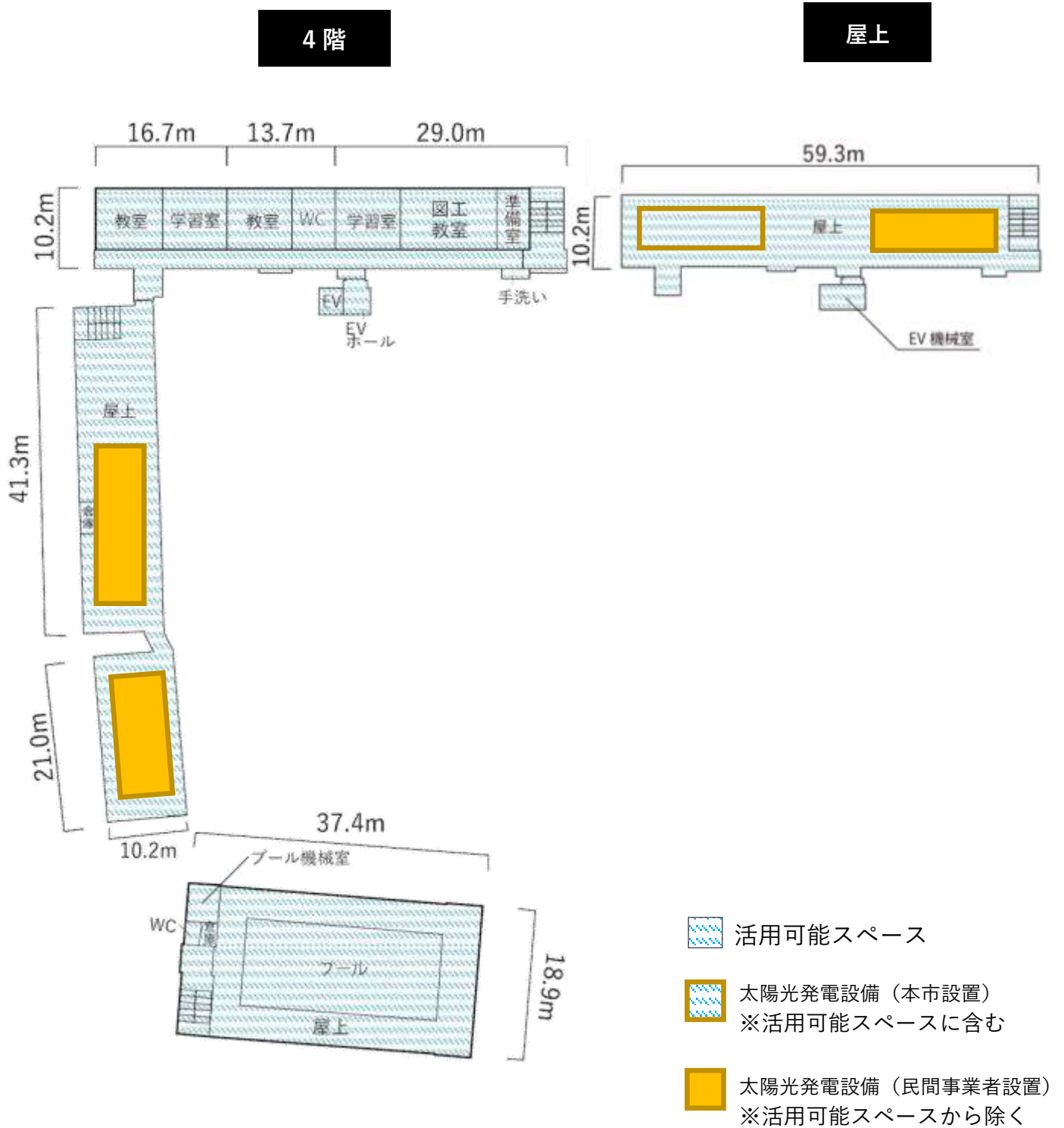


図：利用区画を示した現況参考図



活用可能スペース

図：利用区画を示した平面図



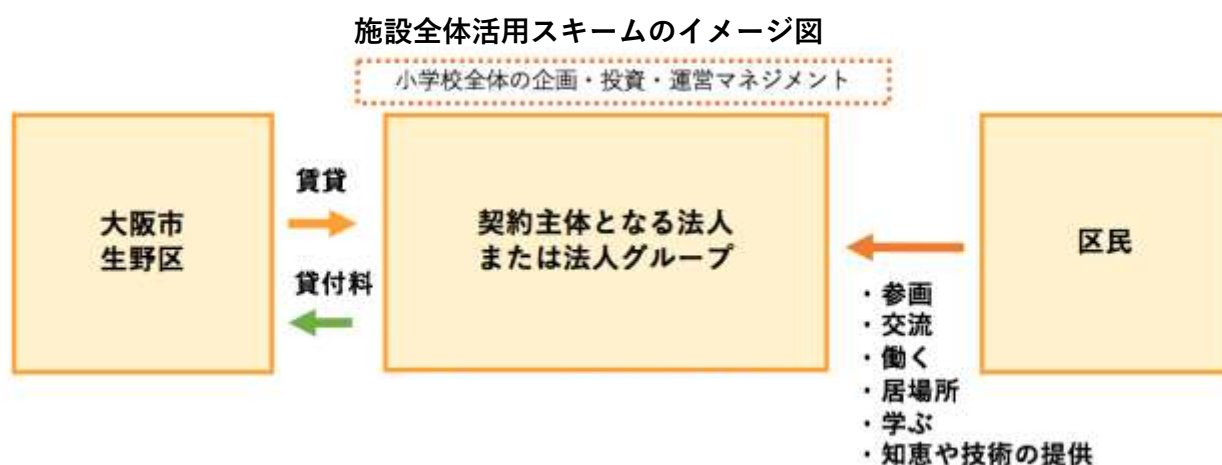
6 事業運営スキーム

学校跡地を防災拠点として確保しつつ、地域コミュニティ機能を有した上で、安定した施設運営を図り、ひいてはまちの活性化につなげていくためには、民間のノウハウを活用して、地域及び本市との協働により、自律的で持続可能な仕組みにより進める必要がある。

6-1 施設全体活用スキーム

本計画による学校跡地活用の運営スキームとしては、本市が事業者に委託料を支払って施設の企画・運営を委託するのではなく、事業者が本市に貸付料を支払って自ら運営することを想定している。

また、基本的に、ひとつの事業者が施設所有者である本市から施設全体を借り上げて運営する形態とする。



6-2 契約形態

上記スキームによる貸付手法としては、基本的に借地借家法上の定期建物賃貸借契約（建物）とし、現状有姿での貸与とする。

貸付期間は 20 年から 30 年間とし、市場性を勘案して決定のうえ契約する。貸付期間には、事業実施に向けた施設整備等に要する期間及び契約終了に伴う必要な撤去等に要する期間を含む。

貸付料は、不動産鑑定評価等をもとに、市場性や当該施設の活用特性を踏まえて、「貸付料基準額（月額）」を定め、基準額以上の提示を求める形とする。

6-3 施設の運営にあたって

事業者は、本市との契約締結までに地域説明会を開催する。

また、事業者は、施設を運営するにあたり、騒音や振動、悪臭その他周辺住民の生活環境に害を生じることのないように最大限配慮する。

施設の運営にあたり、事業者、地域及び本市との三者による協議体を設置し、施設運営全般（防災・地域活動含む）について協議する。

7 費用負担領域

小学校跡地という施設を活用し、運営するにあたって、一般的に必要と考えられる費用について、事業者及び施設所有者である本市との負担領域について、以下の通り定めている。

7-1 イニシャルコスト（施設運営前に発生する費用）

負担者	費用項目
運営事業者	事業に伴う改修・改装に要する費用
	都市計画法・建築基準法等の各種法令に適合するための改修等に要する費用
	その他施設運営前に必要な費用

7-2 ランニングコスト（施設運営中に発生する費用）

負担者	費用項目
運営事業者	・貸付料
	・施設全体にかかる光熱水費
	・施設全体にかかる修繕費
	・施設全体にかかる清掃費・ゴミ処理費 ※運動場を含めた校舎敷地内の除草や立木に伴う費用も含む
	・施設全体にかかる警備費
	・施設全体の設備又はこれに類する機器の維持管理費
	・施設全体にかかる法定点検費
	・その他事業に伴う維持管理費
	・その他事業に伴う改修・改装に要する費用 都市計画法・建築基準法等の各種法令に適合するための改修等に要する費用
	・損害賠償責任保険にかかる費用・事業に伴う公租公課
本市	・施設の大規模修繕費用（外壁改修工事、屋上防水工事）
	・土地、建物等に関する公租公課